法学研究科

研究指導概要

博士前期課程

1. 各セメスタの指導内容

- 1セメスタ
- ・基本文献により研究の基礎を構築する。
- ・文献収集・判例検索の方法等、研究の基本的手法を習得する。
- ・研究テーマ(修士論文課題)の絞り込みを行う。
- ・学術論文執筆に係る基礎的作法を習得(注の付け方など)する。

2セメスタ

- ・前期の基礎的研究を踏まえて、研究テーマ(修士論文課題)を確定する。
- ・研究テーマ(修士論文課題)に係る判例および関連文献の収集を行う。
- ・研究テーマ(修士論文課題)に係る判例分析および関連文献の研究を行う。

3セメスタ

- ・修士論文の構成(目次の構成など)を確定する。
- ・修士論文の一部の執筆

4セメスタ

- ・研究の精度を高め、修士学位論文の完成に向けて執筆を進める。
- ・専攻別に実施する修士論文報告会(後述)において、進捗状況を報告し、質疑応答を行うことによって、問題 点を確認する。
- ・修士論文の論理展開・文章等の最終確認と推敲を行う。

2. 論文報告会 (論文発表会) 等の概要と発表の要件等

- ・主指導教授の研究指導を2年間履修しなければならない。
- ・博士前期課程2年生は、原則として11月の研究科委員会終了後に開催される中間報告会で、論文の進捗状況等を報告する。疾病その他やむを得ない理由で、中間報告を行えない者は、中間報告会と近接する時期に、主指導教授その他自分の属する専攻の大学院科目担当教員等の前で報告することで中間報告に代えることができる。
- ・報告者は、目次等を記載したレジュメを事前に提出し、10分を目処に報告および参加教員との質疑応答を行うものとする。

3. 特定課題研究論文等

本研究科では、公務員コースの学生について、修士論文の提出にかえて、特定課題研究論文の提出を認めている。 特定課題研究論文とは、特定の課題について実践的に調査・研究した論文をいう。本研究科では、特定の課題に ついて「東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位修得および修了に関する内規」および「公務員コース博 士前期課程修了試取扱い要領」で定義する。特定課題研究論文での提出を希望する者は、以下の要件に沿って提 出すること。

- 1. 特定課題の内容について教員の指導を受ける。
- 2. 原則として11月の研究科委員会終了後に開催される上記中間報告会で報告するものとする。疾病その他やむを得ない理由で、中間報告を行えない者は、中間報告会と近接する時期に、主指導教授その他自分の属する専攻の大学院科目担当教員で当該学生の選択した特定課題を出題した教員の前で報告することで中間報告に代えることができる。

博士後期課程

1. 各セメスタの指導内容

1セメスタ

- ・主指導教授と相談の上、研究テーマ(博士論文課題)を確定する。
- ・研究テーマに係る外国法研究のために、外国法の領域を確定する。
- ・確定した研究テーマに関し、基礎的研究および外国法研究を行うとともに、判例および文献収集を行う。
- ・原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会(第1回)において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

2セメスタ

- ・研究テーマに関する基礎的研究または外国法研究の内容について、主指導教授等に指導を受けて論文を執筆し、 大学院紀要その他の学術誌に掲載することを目指す。
- ・原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会(第2回)において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

3セメスタ

- ・確定した研究テーマに関し、1年次の基礎的研究および外国法研究を踏まえてさらに発展的研究を行うととも に、そのための判例および文献収集を行う。
- ・原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会(第1回)において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

4セメスタ

- ・前期に行った発展的研究の内容について、主指導教授等に指導を受けて論文を執筆し、大学院紀要その他の学 術誌に掲載することを目指す。
- ・原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会(第2回)において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

5セメスタ

- ・博士学位(甲)請求論文を事前審査を行うので、6月末までにそのために提出する学位請求論文の下書および 業績一覧を作成する。
- ・原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会(第1回)において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

6セメスタ

- ・指導教授の指示により博士学位(甲)請求論文の提出し、3月修了を目指す者は、11月の提出期間(p.45参照)までに大学院教務課に博士学位請求論文の提出できるよう執筆を行う。
- ・次年度以降に修了予定の者は、原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会(第2回) において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

2. 論文報告会 (論文発表会) 等の概要と発表の要件等

・博士後期課程に在籍する者で博士学位(甲)請求論文の提出を希望する者は、年度内に2度開催される博士論 文中間報告会において、研究内容およびその進捗状況等について報告をしなければならない。博士論文中間報 告会は、原則として、6月の研究科委員会終了後と12月の研究科委員会終了後に開催されるものとする。

当該者は、研究内容にするレジュメを当日持参し、これをもとに各自20分を目処として報告および参加教員 との質疑応答を行う。

なお、博士学位請求論文の進捗状況に応じて、博士論文中間報告会に代えて、または、これに加えて個別の報告会(公聴会)を実施することがある。

東洋大学大学院法学研究科規程

平成29年規程代29号 平成29年4月1日 施行

改正 平成30年4月1日 平成31年4月1日 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋大学大学院学則(昭和29年4月1日施行。以下「学則」という。)第4条第5項に基づき、 東洋大学大学院法学研究科(以下「法学研究科」という。)の教育研究に関し必要な事項を定める。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 法学研究科は、学則第4条の2に基づき、研究科及び各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定める。

(修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針)

第3条 法学研究科は、学則第4条の3に基づき、各専攻の修了の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を別表第2のとおり定める。

(教育課程)

第4条 法学研究科は、学則第5条の2及び第7条に基づき、各専攻の教育課程における科目区分、授業科目及び研究指導科目の名称、単位数、配当学年、履修方法等を別表第3のとおり定める。

(修了に必要な単位等)

第5条 法学研究科は、学則第12条及び第13条に基づき、各専攻の修了に必要な単位等を別表第4のとおり定める。 (教育職員の免許状)

第6条 学則第19条に基づき、法学研究科で取得できる免許状の種類及び教科は、次表のとおりとする。

専攻	免許状の種	類及び教科
	高等学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状
私法学	公民	社会
公法学	公民	社会

(教育職員の免許状取得のための授業科目及び単位数)

第7条 学則第19条第2項に基づき、法学研究科で教育職員の免許状を取得しようとする者は、別表第5に定める所 定の授業科目の単位を修得し、東洋大学大学院(以下「本大学院」という。)の課程に1年以上在学し30単位以上修 得、又は学則第12条に規定する要件を充足しなければならない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、学長が法学研究科委員会の意見を聴き、研究科長会議の審議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学生については、第4条別表第3を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生については、改正後の第3条及び第3条別表第2並びに第4条別表第3を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附目

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2019年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(第2条関係)

法学研究科

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

【博士前期課程】

- (1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な実践的法学教育により、専門的法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する。また、変動の激しい 現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める法学の知識 を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すことを目的とする。
- (2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 法学各分野におけるより専門的な知識と法的思考をめぐらせ、法に関わる問題を実践的に解決する能力を習得 させることを目的とする。

【博士後期課程】

- (1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 法学各分野における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的と する。
- (2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 法学各分野における高度かつ先進的な知識・法的思考能力はもとより、「諸学の基礎は哲学にあり」の建学の精神に沿って、広く社会の諸問題を根底的に考え抜く能力を習得させることを目的とする。

法学研究科私法学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

【博士前期課程】

- (1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な実践的法学教育により、専門的私法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する。また、変動の激し い現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める私法学の 知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すことを目的とする。
- (2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 私法学におけるより専門的な知識と法的思考をめぐらせ、法に関わる問題を実践的に解決する能力を習得させ ることを目的とする。

【博士後期課程】

- (1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 私法学における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的とする。
- (2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 私法学における高度かつ先進的な知識・法的思考能力はもとより、「諸学の基礎は哲学にあり」の建学の精神に 沿って、広く社会の諸問題を根底的に考え抜く能力を習得させることを目的とする。

法学研究科公法学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

【博士前期課程】

- (1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な実践的法学教育により、専門的公法学の素養を身に付けた専門的職業人を養成する。また、変動の激し い現代社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代の求める公法学の 知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すことを目的とする。
- (2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 公法学におけるより専門的な知識と法的思考をめぐらせ、法に関わる問題を実践的に解決する能力を習得させ ることを目的とする。

【博士後期課程】

- (1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 公法学における高度の研究能力をもち、当該分野の学界において通用する研究者を養成することを目的とする。
- (2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 公法学における高度かつ先進的な知識・法的思考能力はもとより、「諸学の基礎は哲学にあり」の建学の精神に 沿って、広く社会の諸問題を根底的に考え抜く能力を習得させることを目的とする。

別表第2 修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針(第3条関係)

法学研究科私法学専攻

1. 修了の認定及び学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

【博士前期課程】

以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果(特定課題研究論文)の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。

- (1) 自ら法的問題点を抽出し、資料・情報を収集する能力を身につけている。
- (2) 収集した資料・情報を効率的に分析し、合理的な解決策を導く能力を身につけている。
- (3) 法的問題点についての合理的な解決策を論理的に説明できる資質や能力を身につけている。

【博士後期課程】

高度な法律研究職、法律専門職に従事するための高度で独創的な研究能力、高度な論文作成能力等を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。

2. 教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

【博士前期課程】

(1) 教育課程の編成/教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目(コースワーク)」と「研究指導(リサーチワーク)」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、私法学専攻分野における研究能力、またはこれに加えて高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、私法学の体系に従った科目を配置し、少人数の演習形式において、法理論的思考を教授する。研究指導は、主指導教授・副指導教授二名の指導教員による論文作成への支援を行う。

(2) 学修成果の評価

学修成果については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

- ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法 により、授業担当教員が評価する。
- ②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を 通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。
- ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

【博士後期課程】

(1) 教育課程の編成/教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目(コースワーク)」と「研究指導(リサーチワーク)」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、独創的な研究テーマに対応することのできる科目配置を行い、研究者として自立して持続的に研究活動を行い独創的な研究成果を上げることができるようにするために、またその他の専門職に従事するのに必要な高度な研究能力等を涵養するための教授を行う。研究指導は、複数の研究指導担当教員によって、博士論文作成を主眼とした指導をする。

(2) 学修成果の評価

学修成果については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

- ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法 により、授業担当教員が評価する。
- ②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を 通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。
- ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

3. 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)

【博士前期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以 下の資質や能力を示した者を受け入れる。

- (1) 法学の各専門分野についての学問的基礎のある者
- (2) 柔軟な発想力、法的問題点の発見力、効率的情報処理能力、合理的解決力を有する者
- (3) 私法学研究に興味をもって取り組む意欲のある者

【博士後期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。

- (1) 博士後期課程において、研究活動を行うのに必要な法学研究専門分野における豊かな学識を備えた者
- (2) 論文作成能力のための高度な能力のある者
- (3) 私法学分野の研究者として自立して持続的に研究活動に従事することを目指す意欲のある者

1. 修了の認定及び学位授与に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

【博士前期課程】

以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果(特定課題研究論文)の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。

- (1) 自ら法的問題点を抽出し、資料・情報を収集する能力を身につけている。
- (2) 収集した資料・情報を効率的に分析し、合理的な解決策を導く能力を身につけている。
- (3) 法的問題点についての合理的な解決策を論理的に説明できる資質や能力を身につけている。

【博士後期課程】

高度な法律研究職、法律専門職に従事するための高度で独創的な研究能力、高度な論文作成能力等を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。

2. 教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

【博士前期課程】

(1) 教育課程の編成/教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目(コースワーク)」と「研究指導(リサーチワーク)」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、公法学専攻分野における研究能力、またはこれに加えて高度な専門職を目指す者がその職務を遂行する能力を涵養し、専門知識を修得することを目指し、公法学の体系に従った科目を配置し、少人数の演習形式において、法理論的思考を教授する。研究指導は、主指導教授・副指導教授二名の指導教員による論文作成への支援を行う。

(2) 学修成果の評価

学修成果については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

- ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法 により、授業担当教員が評価する。
- ②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を 通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。
- ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

【博士後期課程】

(1) 教育課程の編成/教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目(コースワーク)」と「研究指導(リサーチワーク)」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は、独創的な研究テーマに対応することのできる科目配置を行い、研究者として自立して持続的に研究活動を行い独創的な研究成果を上げることができるようにするために、またその他の専門職に従事するのに必要な高度な研究能力等を涵養するための教授を行う。研究指導は、複数の研究指導担当教員によって、博士論文作成を主眼とした指導をする。

(2) 学修成果の評価

学修成果については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

- ①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法 により、授業担当教員が評価する。
- ②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を 通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。
- ③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

3. 入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)

【博士前期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以 下の資質や能力を示した者を受け入れる。

- (1) 法学の各専門分野についての学問的基礎のある者
- (2) 柔軟な発想力、法的問題点の発見力、効率的情報処理能力、合理的解決力を有する者
- (3) 公法学研究に興味をもって取り組む意欲のある者

【博士後期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以 下の資質や能力を示した者を受け入れる。

- (1) 博士後期課程において、研究活動を行うのに必要な法学研究専門分野における豊かな学識を備えた者
- (2) 論文作成能力のための高度な能力のある者
- (3) 公法学分野の研究者として自立して持続的に研究活動に従事することを目指す意欲のある者

別表第3 教育課程(第4条関係)

省略する。

別表第4 修了に必要な単位等(第5条関係)

省略する。

別表第5 教育職員の免許状取得のための授業科目及び単位数(第7条関係) 省略する。

東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位修得および修了に関する内規

改正 平成30年4月1日 2020年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、東洋大学大学院法学研究科博士前期課程に設けられた公務員コース(以下「本コース」という。) に所属し、修士(法学)の学位取得を目指す者の単位の修得と修了に関する事項を定める。

(コースおよびコース主任)

- 第2条 本コースは、私法学専攻博士前期課程と公法学専攻博士前期課程に共通コースとして設置する。
- 2 本コースに所属することを希望する者は、公務員コース所属希望願を第一年次の法学研究科が定める期日までに 大学院教務課に届け出なければならない。
- 3 本コースの運営にあたるために、本コース科目担当者たる法学研究科委員の中からコース主任1名を選任する。 (単位の修得)
- **第3条** 本コースに所属する者は、この内規別表に掲げる開講科目を履修するようにつとめなければならない。 (指導教員)
- 第4条 本コースに所属する者は、その所属する専攻の研究指導担当教員の中から主指導教授1名を、また、私法学 専攻または公法学専攻の研究指導担当教員の中から副指導教授1名を、その承諾を得て選び、届け出なければなら ない。
- 2 主および副指導教授は、内規別表に掲げる科目の担当者でなければならない。ただし、特段の事由があるときは、 法学研究科委員会の承認を得て、科目担当者以外の教員を以てこれに充てることができる。
- 3 主および副指導教授については、次条第1項本文に定める論文の選択とともに、第一年次の法学研究科が定める 期日までにこれを大学院教務課に届け出なければならない。

(学位論文・特定課題研究論文の提出)

- 第5条 本コースに所属する者は、東洋大学大学院学則第12条第1項が規定する「特定課題研究論文」の提出を以て修士論文に代えることができる。ただし、特定課題研究論文の提出を選択したときは、この論文を以て税理士国家 試験免除申請における修士論文とすることはできない。
- 2 特定課題研究論文は、この内規別表に掲げる科目について提出するものとする。ただし、受験を目指す試験科目との関係でこれらの科目以外の科目について「特定課題研究論文」執筆を希望する場合は、当該科目に関する開講科目を履修し、法学研究科長の許可を得て、当該科目についての「特定課題研究論文」を提出することができる。また、1科目選択の場合は、「経済原論」を選択することはできない。
- 3 本コースに所属する者が、東洋大学大学院学則第12条第1項が規定する修士論文の提出時にその選択を前項が規定する特定課題研究論文に変更するとき、もしくはその逆のときは、現主指導教授の承諾を得て、遅くとも第二年次の修士論文・特定課題研究論文題目届を以て届け出なければならない。この届出にあたっては、論文題目のほか、主および副指導教授も併せて届け出なければならない。
- 4 本条に定める論文は20,000字を目途とする。
- 5 本条に定める論文については、主指導教授が、副指導教授と協議の上、審査報告書を作成する。

第6条 (削除)

(特定課題研究論文の取扱い等)

第7条 本コースに所属し、特定課題研究論文の提出を選択した者が提出した論文については、この内規に特別の定めのある場合を除くほか、東洋大学大学院学則、東洋大学学位規程および東洋大学大学院法学研究科規程の定めによる。

(特定課題研究論文の保存)

- **第8条** 本研究科は、審査の終了した特定課題研究論文を修士論文と同様に保存しなければならない。 (改正手続)
- 第9条 この内規の改正は、法学研究科委員会の承認を得ることを要する。

附則

この内規は平成30年度入学者および在学生から適用する。

附則

この内規は2020年度入学者から適用する。

2 (削除)

別表

科目	開講科目	単位
憲法	憲法演習 I A・B/憲法演習 II A・B/ 憲法演習 II A・B	各科目 A・Bをあわせて 4 単位以上
民法	民法特論Ⅲ A·B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
行政法	行政法演習 I A・B/行政法特論 A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
経済原論	経済原論特論 A·B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
商法	商法演習 I A・B/商法演習 II A・B/ 商法演習 II A・B	各科目 A・Bをあわせて 4 単位以上
刑法	刑法演習 I A・B/刑法演習 II A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
労働法	労働法演習 A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
行政学	行政学演習 A・B	各科目 A・Bをあわせて4単位以上
政治学	政治学演習 A·B	各科目 A・Bをあわせて 4 単位以上

公務員コース博士前期課程修了試験取扱い要領

改正 平成29年4月1日

東洋大学大学院法学研究科公務員コース博士前期課程の修了試験は、以下のような取扱いによるものとする。

- 1. 公務員コース(以下、「本コース」という)に所属する院生のうち、特定課題研究論文の提出を選択した者の博士前期課程修了試験については、この取扱い要領を適用する。
- 2. 本コースに所属する者のうち、特定課題研究論文の提出を選択した者は、次の(1)または(2)のいずれかを選択して、その旨を大学院教務課に届出なければならない。
 - (1) 5科目選択

東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位履修および修了に関する内規(以下、「内規」という)別表に掲げる5科目につき出題された課題問題につき、各科目の論文を提出する。問題の出題時期は各科目担当教員がこれを適宜定める。なお、論文題目は私法学専攻については「私法と公法における諸問題」とし、公法学専攻については「公法と私法における諸問題」とする。

(2) 1科目選択

内規別表に掲げる科目または内規 5 条 2 項但書に基づいて許可された科目の中から 1 科目を選択し、指導教授の指導によりテーマを決定して、そのテーマにつき、論文を提出する。ただし、「経済原論」を選択することはできない。

- 3. 前記2の定める論文の提出は、「公務員コース」に所属しない院生の修士論文の提出時期と同様とする。
- 4. 特定課題研究論文を提出した本コースの在籍者に対する口述試験は修士論文を提出した院生の口述試験に準じて行う。

附 則

1 この取扱い要領は、平成29年4月1日より施行する。

私法学専攻

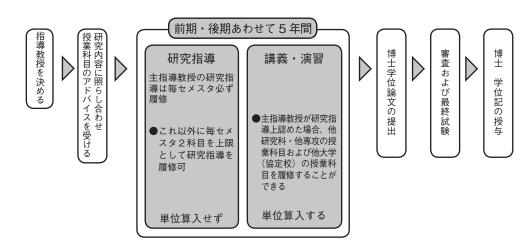
2年間で30単位以上修得 (論文)の提出 (修士学位論文(授業科目のアドバイスを受ける研究内容に照らし合わせ 指導教授を決める 口述試問 修士 研究指導 講義・演習 主指導教授の研究指 履修方法「3・4」を 学位記の授与 導は毎セメスタ必ず 履修 (最終試験) 特定課題研究 ●これ以外に主指導教 授が研究指導上認め ●これ以外に毎セメ た場合、他研究科・他専攻の授業科目お スタ2科目を上限 として研究指導を よび他大学 (協定校) 履修可 の授業科目を履修す ることができる。ま たこれにより修得し た単位は、既修得単位と合わせて、10 単位を超えない範囲 で修了要件に充当す ることができる

単位算入せず

後期課程 履修の流れ

前期課程

履修の流れ



単位算入する

ただし、2019年度以前入学生についてはセメスタを年度に読み替える ※本専攻では、授業内容の理解や自身の研究を一層深めるために、授業及び研究指導の 一環として、海外における調査・研究や学会への参加・発表を奨励しています。

私法学専攻

博士前期課程

10 -	- 137	分 录	NI #			授業科目	 引・研究指導					-# \					
2	2019	年度	以前		単位	科目	2020年度以降		単	科目	学	講義・ 演習の別		担当	教員		備考
	入与	生主	適用		位	ナンバリング	入学生適用	Δ	位	ナンバリング	期	0.11 - 3.7					
民	法	特	論	Ι	4	CIL601	民法特論 I 民法特論 I	A B	2 2	CIL623 CIL624	春秋	講義	小	林	秀	年	
民	法	特	論	Π	4	CIL602		A B	2 2	CIL625 CIL626		講義					本年度休講
民	法	特	論	Ш	4	CIL603	民法特論Ⅲ 民法特論Ⅲ	A B	2 2	CIL627 CIL628	春秋	講義	芦	野	訓	和	
民	法	特	論	IV	4	CIL604		A B	2 2	CIL629 CIL630	春秋	講義	中	村		恵	
民	法	演	習	Ι	4	CIL605	民法演習I	A B	2 2	CIL631 CIL632	春秋	演習	相	Л		修	民法研究指導 I と共通
民	法	演	習	Π	4	CIL606	民法演習Ⅱ	A B	2 2	CIL633 CIL634	春秋	演習	大	坂	恵	里	民法研究指導Ⅱ と共通
民	法	演	習	Ш	4	CIL607		А	2 2	CIL635 CIL636		演習	芦	野	訓	和	民法研究指導Ⅲ と共通
民	法	演	習	IV	4	CIL608	民法演習IV	A B	2 2	CIL637 CIL638	春	演習	中	村		恵	民法研究指導IV と共通
民	法	演	習	V	4	CIL609	民法演習V民法演習V	А	2 2	CIL639 CIL640	7	演習					本年度休講
商	法	特	論	Ι	4	CIL610	商法特論I	A B	2 2	CIL641 CIL642	春秋	講義	周		劍	龍	
商	法	特	論	ΙΙ	4	CIL611		А	2 2	CIL643 CIL644	春	講義	遠	藤	喜	佳	
商	法	特	論	Ш	4	CIL612	商法特論Ⅲ	A B	2 2	CIL645 CIL646	春秋	講義	井	上	貴	也	
商	法	演	習	Ι	4	CIL613	商法演習I	A B	2 2	CIL647 CIL648	春	演習	李		芝	妍	商法研究指導 I と共通
商	法	演	羽首	П	4	CIL614	商法演習Ⅱ	A B	2 2	CIL649 CIL650	春	演習	松	井	英	樹	商法研究指導Ⅱ と共通
商	法	演	習	Ш	4	CIL615		Α	2 2	CIL651 CIL652		演習	井	上	貴	也	商法研究指導Ⅲ と共通
企	業	法	演	習	4	CIL616		Α	2 2	CIL653 CIL654	春	演習	楠	元	純 –	- 郎	企業法研究指導 と共通
会	社》	去移	5 特	論	4	CIL617	会社法務特論会社法務特論	А	2 2	CIL655 CIL656	春	講義	松	井	英	樹	
民	事訴	訟	法特	論	4	CIL618	民事訴訟法特論 民事訴訟法特論	Α	2 2	CIL657 CIL658	春	講義	清	水		宏	
民	事訴	訟法	演習	ľΙ	4	CIL619	民事訴訟法演習 I 民事訴訟法演習 I	Α	2 2	CIL659 CIL660	春	演習	清	水		宏	民事訴訟法研究 指導 I と共通
民	事訴	訟法	演習	ľΠ	4	CIL620	民事訴訟法演習Ⅱ 民事訴訟法演習Ⅱ	Α	2 2	CIL661 CIL662	春	演習	坂	本	恵	Ξ	民事訴訟法研究指 導Ⅱと共通
法	哲	学	特	論	4	FUL601	法哲学特論 法哲学特論	А	2 2	FUL607 FUL608		講義					本年度休講
法	制	史	特	論	4	FUL602	法制史特論法制史特論	Α	2 2	FUL609 FUL610		講義	後	藤	武	秀	
外	国污	ţ (英法	ţ)	4	FUL603	外国法 (英法)	A B	2 2	FUL611 FUL612	春	講義	今	井	雅	子	
外	国污	ţ (独法	ţ)	4	FUL604	外国法 (独法)	A B	2 2	FUL613 FUL614	春	講義	武	市	周	作	
外	国污	ţ (仏法	ţ)	4	FUL605		A B		FUL615 FUL616		講義					本年度休講
玉	際利	弘治	: 演	習	4	ILA601	国際私法演習 国際私法演習	Α	2	ILA602 ILA603		演習					本年度休講

		授業科目					建業						
	単位	科目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単位	科目 ナンバリング	学期	講義・ 演習の別		担当	牧員		備考	î.
知的財産法演習	4	NFL602	知的財産法演習 A 知的財産法演習 B	2 2	NFL605 NFL606		演習	安	藤	和	宏	知的財産法研究 指導と共通	r L
実務社会法	4	SOL605	実務社会法A 実務社会法B	2	SOL615 SOL616		講義	田	中	建	_		
労働法演習	4	SOL601	労働法演習A 労働法演習B	2 2	SOL607 SOL608		演習	鎌	田	耕	_	労働法研究指導 と共通	争
社会保障法演習	4	SOL606	社会保障法演習 A 社会保障法演習 B	2 2	SOL617 SOL618		演習	上	田	真	理	社会保障法研究 導と共通	指
経済法特論I	4	SOL602	経済法特論 I A 経済法特論 I B	2 2	SOL609 SOL610		講義					本年度休講	
書士業務論	4	LAW601	書士業務論A 書士業務論B	2 2	LAW602 LAW603		講義	佐	藤		修		
経済法演習	4	SOL603	経済法演習A 経済法演習B	2 2	SOL611 SOL612		演習	多	田	英	明	経済法研究指導 と共通	
建築関係法特論	4	CIL621	建築関係法特論 A 建築関係法特論 B	2 2	CIL663 CIL664		講義	大	森	文	彦		
論 文 表 現 法	4	SEM601	論文表現法 A 論文表現法 B	2 2	SEM602 SEM603		講義	浅	海	伸	夫		
Legal and Political English	4	FLE601	Legal and Political English A Legal and Political English B	2 2	FLE602 FLE603	春	講義	ジェイ	ムズ ダニ	エル	ショート		
憲法演習Ⅰ	4	PUL601	憲法演習IA 憲法演習IB	2 2	PUL606 PUL607		演習					本年度休講	
憲法演習Ⅱ	4	PUL602	憲法演習ⅡA 憲法演習ⅡB	2 2	PUL608 PUL609		演習	武	市	周	作		
憲法演習Ⅲ	4	PUL603	憲法演習ⅢA 憲法演習ⅢB	2 2	PUL610 PUL611	春	演習	宮	原		均		
英 書 講 読	4	FUL606	英 書 購 読 A 英 書 講 読 B	2 2	FUL617 FUL618	春	講義	山	下	りき	え子		
行 政 法 特 論	4	PUL604	行 政 法 特 論 A 行 政 法 特 論 B	2 2	PUL612 PUL613		講義	藤	井	浩	司		
経済原論特論	4	SOL604	経済原論特論 A 経済原論特論 B	2 2	SOL613 SOL614		講義	中	野		宏		
刑法演習I	4	CRL601	刑 法 演 習 I A 刑 法 演 習 I B	2 2	CRL604 CRL605		演習	萩	原		滋		
刑 法 演 習 Ⅱ	4	CRL602	刑 法 演 習 Ⅱ A 刑 法 演 習 Ⅱ B	2 2	CRL606 CRL607		演習	武	藤	眞	朗		
刑事訴訟法演習	4	CRL603	刑事訴訟法演習 A 刑事訴訟法演習 B	2 2	CRL608 CRL609		演習					本年度休講	
行 政 学 演 習	4	PUL605	行政学演習A 行政学演習B	2 2	PUL614 PUL615		演習	箕	輪	允	智		
政治学特論	4	POL601	政治学特論 A 政治学特論 B		POL603 POL604		講義					本年度休講	
政治学演習	4	POL602	政治学演習A 政治学演習B	2 2	POL605 POL606		演習	竹	島	博	之		
破産法演習	4	CIL622	破産法演習A破産法演習B	2 2	CIL665 CIL666	春	演習	櫻	本	正	樹	破産法研究指導 と共通	
民法研究指導I		REG601	民法研究指導 I A 民法研究指導 I B		REG620 REG621	春		相	Щ		修		
民法研究指導Ⅱ		REG602	民法研究指導 Ⅱ A 民法研究指導 Ⅱ B		REG622 REG623	春		大	坂	恵	里		
民法研究指導Ⅲ		REG603	民法研究指導Ⅲ A 民法研究指導Ⅲ B		REG624 REG625	春		芦	野	訓	和		
民法研究指導Ⅳ		REG604	民法研究指導 IV A		REG626	春		中	村		恵		
						春				. 7 1			

		授業科目	目・研究指導				講義・						
2019年度以前 入学生適用	単位	科目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単位	科目 ナンバリング	学期	神我・ 演習の別		担当	教員		備	考
民法研究指導V		REG605	民法研究指導VA		REG628							本年度休講	
2412197211111		REGOOD	民法研究指導VB		REG629							1 1 /2/11/613	
商法研究指導I		REG606	商法研究指導IA		REG630			李		芝	妍		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			商法研究指導IB		REG631	秋		ľ					
商法研究指導Ⅱ		REG607	商法研究指導ⅡA		REG632			松	井	英	樹		
			商法研究指導ⅡB		REG633								
商法研究指導Ⅲ		REG608	商法研究指導ⅢA		REG634			井	上	貴	也		
			商法研究指導ⅢB		REG635	秋				- 1			
民事訴訟法研究指導I		REG609	民事訴訟法研究指導IA		REG636	春		 清	水		宏		
			民事訴訟法研究指導IB		REG637	秋							
民事訴訟法研究指導Ⅱ		REG610	民事訴訟法研究指導ⅡA		REG638			坂	本	恵	三		
			民事訴訟法研究指導ⅡB		REG639				·				
企業法研究指導		REG611	企業法研究指導A		REG640			楠	元	純-	- 郎		
			企業法研究指導B		REG641	秋							
国際私法研究指導		REG612	国際私法研究指導A		REG642							本年度休講	
			国際私法研究指導B		REG643	-							
知的財産法研究指導		REG619	知的財産法研究指導A		REG646			安	藤	和	宏		
			知的財産法研究指導B		REG647								
労働法研究指導		REG614	労働法研究指導A		REG648			鎌	田	耕	_		
			労働法研究指導B		REG649								
社会保障法研究指導		REG618	社会保障法研究指導A		REG656			上	田	真	理		
			社会保障法研究指導B		REG657								
経済法研究指導		REG616	経済法研究指導A		REG652	春		多	田	英	明		
			経済法研究指導B		REG653								
破産法研究指導		REG617	破産法研究指導A		REG654			櫻	本	正	樹		
			破産法研究指導B		REG655	秋							

- 1) 修了要件となる科目で30単位以上修得すること。
- 2) 主指導教授の「研究指導」を、毎セメスタ必ず履修すること。

- 1. 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 2. 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、セメスタ毎に3科目(主指導教授1名・副指導教授2名)を上限として、履修・修得することができる(各研究指導は、指定された演習において行う)。
- 3. 主指導教授が担当する「演習」は、同一科目を在学中各2回(8単位)まで履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる。
 - 3回目以降(原級した場合等)の履修・聴講は、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱わない。 なお、ここで対象とする「演習」は、「研究指導」と共通して開講されるものに限る。
- 4. 履修方法 3 以外の「講義」または「演習」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。
- 5. 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学(協定校)の授業科目を履修することができる(同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない)。また、上記により履修し修得した単位は、学則第10条の2に基づく、本大学院に入学する前に修得し、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位(既修得単位)と合わせて、10単位を超えない範囲で修了要件に充当することができる。
- 6. 公務員コースに所属するものは、p.182の内規に従い履修すること。
- 注)通年制の学生は、「セメスタ」を「年度」と読み替えること。

博士後期課程

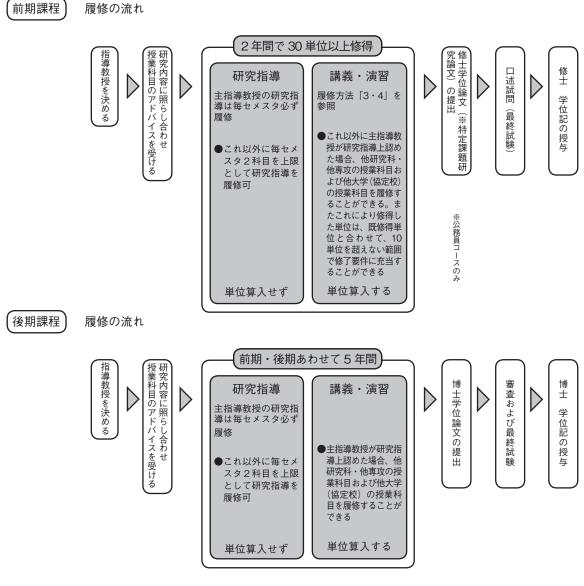
		授業科目]・研究指導				-11-11					
2019年度以前	単	科目	2020年度以降	単	科目	学	講義・演習の別		担当	教員		備考
入学生適用	単 位	ナンバリング	入学生適用	単位	ナンバリング	学期	供白り加					
民法特殊研究I	4	CIL701	民法特殊研究IA	2	CIL716	春	講義	芦	野	訓	和	民法研究指導I
2412 13 // 191 / 12 1	1	CIBIOI	民法特殊研究IB	2	CIL717	秋	H13-322			Hy I	TH.	と共通
民法特殊研究Ⅱ	4	CIL702	民法特殊研究 Ⅱ A	2	CIL718	春	講義	熊	田	裕	之	民法研究指導Ⅱ
7 17 // // // // // // // // // // // // //	-	012.02	民法特殊研究 II B	2	CIL719	秋	111.12	/		114		と共通
民法特殊演習I	4	CIL703	民法特殊演習IA	2	CIL720	春	演習	 相	Ш		修	民法研究指導V
	1	CILIO	民法特殊演習IB	2	CIL721	秋		1111	/··		12	と共通
民法特殊演習Ⅱ	4	CIL704	民法特殊演習 Ⅱ A	2	CIL722		演習					本年度休講
人	1	CILIOI	民法特殊演習 Ⅱ B	2	CIL723							THE TOTAL PROPERTY.
民法特殊演習 Ⅱ	4	CIL705	民法特殊演習 Ⅲ A	2	CIL724		演習					本年度休講
Z Z N / K Z B B	1	CILIO	民法特殊演習 Ⅲ B	2	CIL725							THE TOTAL PROPERTY.
L 民法特殊演習 IV	4	CIL706	民法特殊演習 IV A	2	CIL726		演習					本年度休講
人 公 小 水 供 日 1	1	CILTOO	民法特殊演習 Ⅳ B	2	CIL727		(四日					一个一人
商法特殊研究I	4	CIL707	商法特殊研究IA	2	CIL728	春	講義	周		劍	龍	
同位为外的儿工	Т	CILIOI	商法特殊研究IB	2	CIL729	秋	阳子子及	/i-ij		<i>X</i> ,1	HE	
 商法特殊研究Ⅱ	4	CIL708	商法特殊研究Ⅱ A	2	CIL730	春	講義	遠	藤	喜	佳	
同仏的外例儿山	4	CILIUO	商法特殊研究Ⅱ B	2	CIL731	秋	四十五天	,AS	nac	Ħ	庄	
商法特殊演習I	4	CIL709	商法特殊演習IA	2	CIL732	春	演習	朱		大	明	商法研究指導I
简 仏 竹 外 供 日 1	4	CILIUS	商法特殊演習IB	2	CIL733	秋	() () ()	^		人	177	と共通
 商法特殊演習Ⅱ	4	CIL710	商法特殊演習ⅡA	2	CIL734	春	演習	遠	藤	喜	佳	商法研究指導Ⅱ
個 伝 付 外 供 自 11	4	CILTIO	商法特殊演習 Ⅱ B	2	CIL735	秋	供 臼		原於	音	庄	と共通
企業法特殊演習	4	CIL711	企業法特殊演習A	2	CIL736	春	演習	楠	=	純 —	. 占 7	企業法研究指導
正未估行然供自	4	CIL/II	企業法特殊演習B	2	CIL737	秋	供自 	11前	元	邓巴 一	· 以	と共通
見事系扒法性殊無免	4	CII 719	民事訴訟法特殊研究A	2	CIL738		講義					大 左座 仕 港
民事訴訟法特殊研究	4	CIL712	民事訴訟法特殊研究B	2	CIL739		神我					本年度休講
 民事訴訟法特殊演習 I	4	CII 719	民事訴訟法特殊演習 I A	2	CIL740	春	(空 33	-FBB	- k -	ਹ ੰ	樹	民事訴訟法研究
氏事 孙	4	CIL713	民事訴訟法特殊演習 I B	2	CIL741	秋	演習	櫻	本	正	倒	指導Iと共通
見事影趴注触砂凉羽 II	4	CII 714	民事訴訟法特殊演習 Ⅱ A	2	CIL742	春	NE SE	41=	*	由	三	民事訴訟法研究指
民事訴訟法特殊演習 Ⅱ	4	CIL714	民事訴訟法特殊演習 Ⅱ B	2	CIL743	秋	演習	坂	本	恵	=	導Ⅱと共通
以	4	EUI 701	比較法学特殊研究A	2	FUL702		建主					大 左座 仏 誰
比較法学特殊研究	4	FUL701	比較法学特殊研究B	2	FUL703		講義					本年度休講
豆腐红 社 胜 难 兀 亦	4	TT 4701	国際私法特殊研究A	2	ILA703		建学					北东南 仏津
国際私法特殊研究	4	ILA701	国際私法特殊研究B	2	ILA704		講義					本年度休講
kee AL IL 국 가는 IE TIL 가는 기기	4	NIDI 700	知的財産法特殊演習 A	2	NFL705	春	্যক্ত বাঘ	<i>;</i> ÷	JH:	T.H	<i>;</i> ++	知的財産法研究
知的財産法特殊演習	4	NFL702	知的財産法特殊演習B	2	NFL706	秋	演習	安	藤	和	宏	指導と共通
W 점 보 바 개 가 되고	4	001.501	労働法特殊演習 A	2	SOL703		사무 되되					-1. 左 広 /1.≥#
労働法特殊演習	4	SOL701	労働法特殊演習 B	2	SOL704		演習					本年度休講
ATT 1-46 11. 11-46 251. 12-46 5157		007.500	経済法特殊演習 A	2	SOL705	春) 수 되다	4	_			経済法研究指導
経済法特殊演習	4	SOL702	経済法特殊演習B	2	SOL706	秋	演習	多	田	英	明	と共通
dis step to the ST, did and man the			英米財産法特殊研究A	2	ILA705		الله عالم					1. E-a via 21 - olla
英米財産法特殊研究	4	ILA702	英米財産法特殊研究B	2	ILA706		講義					本年度休講
had also NI allo and arms . I.			倒産法特殊研究 A	2	CIL744		He 17.					
倒産法特殊研究	4	CIL715	倒産法特殊研究B	2	CIL745		講義					本年度休講
			民法研究指導IA		REG716	春		٠				
民法研究指導Ⅰ		REG701	民法研究指導 I B		REG717	秋		芦	野	訓	和	
			民法研究指導 II A		REG718	春						
民法研究指導Ⅱ		REG702	民法研究指導 II B		REG719			熊	田	裕	之	
			民法研究指導Ⅲ A		REG720							
民法研究指導Ⅲ		REG703	民法研究指導ⅢB		REG721							本年度休講
		<u> </u>	- 41m 101 > 0.4H -4- m D		123,21		<u> </u>					<u> </u>

		授業科目	目・研究指導				講義・						
2019年度以前 入学生適用	単位	科目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単位	科目 ナンバリング	学期	演習の別		担当	教員		備	考
 民法研究指導 IV		REG704	民法研究指導IV A		REG722							本年度休講	
			民法研究指導IVB		REG723								
 民法研究指導V		REG705	民法研究指導VA		REG724	春		 相	Ш		修		
			民法研究指導VB		REG725	秋							
商法研究指導 I		REG706	商法研究指導IA		REG726	春		朱		大	明		
IN 12 191 70 11 11 1		REGIOO	商法研究指導IB		REG727	秋		/14		/ -	/•		
 商法研究指導Ⅱ		REG707	商法研究指導 Ⅱ A		REG728	春		遠	藤	喜	佳		
同仏例九田等Ⅱ		REGIOI	商法研究指導Ⅱ B		REG729	秋		1.4%	nae	Ħ	土		
 民事訴訟法研究指導 I		REG708	民事訴訟法研究指導 I A		REG730	春		櫻	本	正	樹		
八事까跖仏彻兀阳等1		KEG700	民事訴訟法研究指導IB		REG731	秋		仮	4	ш.	仰到		
見東彩趴法亞売松道 II		REG709	民事訴訟法研究指導 Ⅱ A		REG732	春		坂	本	由	三		
民事訴訟法研究指導 Ⅱ		KEG/09	民事訴訟法研究指導Ⅱ B		REG733	秋		火	平	恵	=		
↑ ₩ \T 11 ₩ ₩ \		DDOELO	企業法研究指導A		REG734	春		44	_	44	1417		
企業法研究指導		REG710	企業法研究指導B		REG735	秋		楠	元	純 -	4月		
Edulo de M. Tir da M. Mr.		DD0=11	国際私法研究指導A		REG736							-1. be the /1. =#r	
国際私法研究指導		REG711	国際私法研究指導B		REG737							本年度休講	
but to the second like the		DD0515	知的財産法研究指導A		REG740	春			-#-	<i>t</i>	4		
知的財産法研究指導		REG715	知的財産法研究指導B		REG741	秋		安	藤	和	宏		
W. Kil. \L. TT ab. 114 \W.		DDOG	労働法研究指導 A		REG742							上左床 L.**	
労働法研究指導		REG713	労働法研究指導B		REG743							本年度休講	
how hale hit grow and the hite			経済法研究指導A		REG744	春		F-1	-	-11-	141-4		
経済法研究指導		REG714	経済法研究指導B		REG745	秋		多	田	英	明		

主指導教授の「研究指導」を、毎セメスタ必ず履修すること。

- 1. 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 2. 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、セメスタ毎に3科目(主指導教授1名・副指導教授2名)を上限として、履修・修得することができる(各研究指導は、指定された講義または演習において行う)。
- 3. 本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学(協定校)の授業科目を履修することができる。
- 注)通年制の学生は、「セメスタ」を「年度」と読み替えること。

公法学専攻



ただし、2019年度以前入学生についてはセメスタを年度に読み替える ※本専攻では、授業内容の理解や自身の研究を一層深めるために、授業及び研究指導の 一環として、海外における調査・研究や学会への参加・発表を奨励しています。

公 法 学 専 攻

博士前期課程

博士削期課程												
		授業科目	・研究指導				講義・		100	.,		£11.
2019年度以前 入学生適用	単 位	科目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単位	科目 ナンバリング	学期	演習の別		担当教	グ員		備 考
憲法演習Ⅰ	4	PUL601	憲法演習IA 憲法演習IB	2 2	PUL611 PUL612		演習					本年度休講
憲法演習Ⅱ	4	PUL602	憲法演習ⅡA 憲法演習ⅡB	2 2	PUL613 PUL614		演習	武	市	周	作	憲法研究指導Ⅱ と共通
憲法演習Ⅲ	4	PUL603	憲法演習Ⅲ A 憲法演習Ⅲ B	2 2	PUL615 PUL616	春	演習	宮	原		均	憲法研究指導Ⅲ と共通
未成年者保護法演習	4	CRL601	未成年者保護法演習 A 未成年者保護法演習 B	2 2	CRL608 CRL609		演習					本年度休講
行政法演習I	4	PUL604	行政法演習IA 行政法演習IB		PUL617 PUL618		演習	高	木	英	行	行政法研究指導 Iと共通
行政法演習Ⅱ	4	PUL605	行政法演習Ⅱ A	2	PUL619	春	演習	森		稔	樹	行政法研究指導 Ⅱと共通
 行 政 学 演 習	4	PUL606	行政法演習ⅡB 行政学演習A	2	PUL620 PUL621	春	演習	箕	輪	允	智	行政学研究指導
租税法特論Ⅰ		PUL607	行政学演習B 租税法特論IA	2	PUL622 PUL623	春	講義	西西	本	靖	宏	と共通
租税法特論Ⅱ		PUL608	租税法特論 I B 租税法特論 II A		PUL624 PUL625	秋	講義			* 14	<i>A</i>	本年度休講
			租税法特論ⅡB 租税法演習A	2 2	PUL626 PUL627	春	演習	古	野	幸	-1-	· 下下 / 火 / 下 門
租税法演習		PUL609	租税法演習B 社会保障法特論A	2	PUL628 SOL605	秋		高	野	羊	大	In the size III will
社会保障法特論	4	SOL601	社会保障法特論 B 社会保障法演習 A	2	SOL606 SOL609	去	講義					本年度休講
社会保障法演習	4	SOL603	社会保障法演習B	2	SOL610	秋	演習	上	田	真	理	
労働法演習	4	SOL604	労働法演習A 労働法演習B	2	SOL611 SOL612	秋	演習	鎌	田	耕	_	
刑 法 特 論	4	CRL602	刑 法 特 論 A 刑 法 特 論 B	2 2	CRL610 CRL611	秋	講義	小	坂		亮	
刑法演習Ⅰ	4	CRL603	刑 法 演 習 I A 刑 法 演 習 I B	2 2	CRL612 CRL613		演習	萩	原		滋	刑法研究指導 I と共通
刑 法 演 習 Ⅱ	4	CRL604	刑法演習ⅡA 刑法演習ⅡB	2 2	CRL614 CRL615		演習	武	藤	眞	朗	刑法研究指導Ⅱ と共通
刑事訴訟法特論	4	CRL605	刑事訴訟法特論 A 刑事訴訟法特論 B	2 2	CRL616 CRL617		講義					本年度休講
刑事訴訟法演習	4	CRL606	刑事訴訟法演習 A 刑事訴訟法演習 B	2 2	CRL618 CRL619		演習					本年度休講
刑事政策特論	4	CRL607	刑事政策特論 A 刑事政策特論 B	2 2	CRL620 CRL621	春	講義	武	藤	眞	朗	
法 哲 学 特 論	4	FUL601	法哲学特論 A 法哲学特論 B	2 2	FUL608 FUL609		講義					本年度休講
政治学特論	4	POL601	政治学特論A政治学特論B	2	POL603 POL604		講義					本年度休講
政治学演習	4	POL602	政治学演習A	2	POL605		演習	竹	島	博	之	政治学研究指導 と共通
比較法思想史演習	4	FUL602	政治学演習B 比較法思想史演習A	2	POL606 FUL610	春	演習	後	藤	武	秀	比較法思想史研究指導と共通
			比較法思想史演習B	2	FUL611	伙						加田等に共進

		授業科目	・研究指導				講義・					
2019年度以前 入学生適用	単位	科目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単位	科目 ナンバリング	学期	神我・ 演習の別	担	旦当教	員	備	考
入子生週用	<u> 1V.</u>	7 2/1929	国際公法特論A	1 <u>V.</u>	ILA603	别						
国際公法特論	4	ILA601	国際公法特論B	2	ILA604		講義				本年度休講	
豆 呶 八 汁 凌 羽	4	TT A COO	国際公法演習A	2	ILA605		수 되지				七左连 仏謙	
国際公法演習	4	ILA602	国際公法演習B	2	ILA606		演習				本年度休講	
論 文 表 現 法	4	SEM601	論文表現法 A	2	SEM602		講義	浅	海	申 ヺ	<u> </u>	
		DEWIOOT	論文表現法 B	2	SEM603		MT-424	12	144	' '		
Legal and Political English	4	FLE601	Legal and Political English A	2	FLE602		講義	ジェイムス	ダニエ	ル ショー	<u>}</u>	
			Legal and Political English B	2	FLE603							
外国法(英法)	4	FUL603	外国法(英法)A 外国法(英法)B	2 2	FUL612 FUL613		講義	今	井	惟一	-	
			外国法(独法)A	2	FUL614							
外国法(独法)	4	FUL604	外国法(独法)B	2	FUL615		講義	武	市	刮 个	1	
			外国法(仏法)A	2	FUL616	<i>- - - - - - - - - -</i>						
外国法(仏法)	4	FUL605	外国法(仏法)B	2	FUL617		講義				本年度休講	
计相由性法	4	DIII COC	法制史特論A	2	FUL618	春	## 辛	34	.tt -	± 4	_	
法制史特論	4	FUL606	法制史特論B	2	FUL619	秋	講義	後	藤 〕	武 多	Ĩ	
民法特論Ⅲ	4	CIL602	民法特論ⅢA	2	CIL610	春	講義	- 芦 - !	野	訓	1	
12 12 10 mm m	1	CILOUZ	民法特論ⅢB	2	CIL611		川子 寸之	, ;	F) [ר ויע	1	
英 書 講 読	4	FUL607	英書講読A	2	FUL620		講義	山 -	下) え ∃	<u>.</u>	
	_		英書講読B	2	FUL621		710 024			, , , ,		
行 政 法 特 論	4	PUL610	行政法特論A	2	PUL629		講義	藤	井	告言	J	
			行政法特論 B 経済原論特論 A	2	PUL630 SOL607							
経済原論特論	4	SOL602	程済原論特論B	2	SOL607		講義	中!	野	7	3	
			民法特論 II A	2	CIL608	7/1						
民法特論Ⅱ	4	CIL601	民法特論IIB	2	CIL609		講義				本年度休講	
		GTT 400	民法演習IVA	2	CIL612	春	사스되다		. t.	-		
民 法 演 習 Ⅳ	4	CIL603	民法演習IVB	2	CIL613	秋	演習	中	村	見		
商 法 演 習 Ⅰ	4	CIL604	商法演習IA	2	CIL614	春	演習	李	-1	艺 娱	ı l	
位 伝 供 自 1	4	CIL004	商法演習IB	2	CIL615		供日	子	*	<u> </u>	I	
商法演習Ⅱ	4	CIL605	商法演習ⅡA		CIL616		演習	松	井	英 植	_t	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	_		商法演習IIB		CIL617		., , , ,			- 1-		
商 法 演 習 Ⅲ	4	CIL606	商法演習ⅢA	2	CIL 618		演習	井 .	Ŀ į	貴も	Ī	
			商 法 演 習 Ⅲ B 民事訴訟法演習 Ⅱ A		CIL619							
民事訴訟法演習Ⅱ	4	CIL607	民事訴訟法演習 II A 民事訴訟法演習 II B	2 2	CIL620 CIL621		演習	坂	本 〕	恵 三		
			憲法研究指導IA	Ц	REG616							
憲法研究指導I		REG601	憲法研究指導IB		REG617						本年度休講	
de \L TT de 114 \\		DE CCC	憲法研究指導Ⅱ A		REG618	春		→ħ	<u>.</u> .	ਜ਼ ਂ •		
憲法研究指導Ⅱ		REG602	憲法研究指導 Ⅱ B		REG619			武	市	刮 亻		
憲法研究指導Ⅲ		REG603	憲法研究指導Ⅲ A		REG620	春		宮	亰	力	,	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		VEG002	憲法研究指導Ⅲ B		REG621	秋			不	. ال		
未成年者保護法研究指導		REG604	未成年者保護法研究指導A		REG622						本年度休講	
		20001	未成年者保護法研究指導B		REG623						1 /2/11/04	
行政法研究指導 I		REG605	行政法研究指導IA		REG624			高	木	英 彳	Î	
			行政法研究指導IB		REG625							
行政法研究指導Ⅱ		REG606	行政法研究指導ⅡA		REG626			森	禾	念 榰	t	
			行政法研究指導ⅡB		REG627	忺						

		授業科目	目・研究指導				講義・						
2019年度以前 入学生適用	単 位	科目 ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単位	科目 ナンバリング	学期	演習の別		担当	教員		備	考
行政学研究指導		REG607	行政学研究指導 A 行政学研究指導 B		REG628 REG629	春秋		箕	輪	允	智		
刑法研究指導Ⅰ		REG608	刑法研究指導IA		REG630	春		萩	原		滋		
			刑法研究指導 I B 刑法研究指導 II A		REG631 REG632	秋春			,, , .				
刑法研究指導Ⅱ		REG609	刑法研究指導 II B		REG633			武	藤	眞	朗		
刑事訴訟法研究指導		REG610	刑事訴訟法研究指導A 刑事訴訟法研究指導B		REG634 REG635							本年度休講	
租税法研究指導①		REG611	租税法研究指導A①		REG636			高	野	幸	大		
de dy VI. zer da 14 VM 🖎		D.D.G.410	租税法研究指導B① 租税法研究指導A②		REG637 REG638			-m-	-1.	1.4-	-		
租税法研究指導②		REG612	租税法研究指導 B ②		REG639			西	本	靖	宏		
政治学研究指導		REG613	政治学研究指導 A 政治学研究指導 B		REG640 REG641	春秋		竹	島	博	之		
比較法思想史研究指導		REG614	比較法思想史研究指導A		REG642			後	藤	武	秀		
Entitle et M. Tit eta Me		D D G 4	比較法思想史研究指導B 国際公法研究指導A		REG643 REG644	秋						ملات المراجع من المراج	
国際公法研究指導		REG615	国際公法研究指導B		REG645							本年度休講	

- 1) 修了要件となる科目で30単位以上修得すること。
- 2) 主指導教授の「研究指導」を、毎セメスタ必ず履修すること。

- 1. 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 2. 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、セメスタ毎に3科目(主指導教授1名・副指導教授2名)を上限として、履修・修得することができる。
- 3. 主指導教授が担当する「講義」または「演習」は、同一科目を在学中各2回(8単位)までこれを履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる。3回目以降(原級した場合等)の履修・聴講は、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱わない。なお、ここで対象とする「講義」または「演習」は、「研究指導」と共通して開講されているもので、1科目のみが対象となる。ただし、「租税法演習」「租税法特論 I」「租税法特論 I」については、「研究指導」と共通して開講されてはいないが、この取り扱いの対象となる。また、「租税法特論 I」「租税法特論 I」についてはいずれか1科目が対象となる。
- 4. 履修方法 3 以外の「講義」または「演習」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。
- 5. 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学(協定校)の授業科目を履修することができる(同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない)。また、上記により履修し修得した単位は、学則第10条の2に基づく、本大学院に入学する前に修得し、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位(既修得単位)と合わせて、10単位を超えない範囲で修了要件に充当することができる。
- 6. 公務員コースに所属するものは、p.182の内規に従い履修すること。
- 注) 通年制の学生は、「セメスタ」を「年度」と読み替えること。

博士後期課程

肾工 发 别誄性		授業科目	 目・研究指導				-H. M.						
2019年度以前	単	科目	2020年度以降	単	科目	学期	講義・演習の別		担当	教員		備	考
入学生適用	位	ナンバリング	入学生適用	位	ナンバリング	期	供日♥ク別						
憲法特殊研究I		PUL701	憲法特殊研究 I A 憲法特殊研究 I B		PUL708 PUL709		演習					本年度休講	
			憲法特殊研究 II A		PUL710								
憲法特殊研究Ⅱ		PUL702					演習					本年度休講	
			憲法特殊研究ⅡB		PUL711	#						d) 777 d 116) %	
憲法特殊研究Ⅲ		PUL703	憲法特殊研究Ⅲ A 憲法特殊研究Ⅲ B		PUL712 PUL713		演習	宮	原		均	憲法研究指導 と共通	<u>. </u>
			国際公法特殊研究A		ILA702								匕冶
国際公法特殊研究		ILA701	国際公法特殊研究B		ILA703		講義	齋	藤		洋	国際公法研究指 と共通	日等
			政治学特殊研究A		POL702	7/						->,,,,	
政治学特殊研究		POL701	政治学特殊研究B		POL703		演習					本年度休講	
			比較法思想史特殊研究A		FUL703	春							
比較法思想史特殊研究		FUL701	比較法思想史特殊研究B		FUL704		講義	後	藤	武	秀		
			法哲学特殊研究A		FUL705	7/							
法哲学特殊研究		FUL702	法哲学特殊研究B		FUL706		講義					本年度休講	
			行政法特殊研究IA		PUL714	春						 行政法研究指導	首 T
行政法特殊研究 I		PUL704	行政法特殊研究IB		PUL715		演習	高	木	英	行	と共通	于 I
			行政法特殊研究ⅡA		PUL716	,							
行政法特殊研究Ⅱ		PUL705	行政法特殊研究ⅡB		PUL717		演習					本年度休講	
			行政学特殊研究A		PUL718								
行政学特殊研究		PUL706	行政学特殊研究B		PUL719		演習					本年度休講	
			租税法特殊研究A		FUL705	春						 租税法研究指	道
租税法特殊研究		PUL707	租税法特殊研究B		FUL706		講義	高	野	幸	大	と共通	- 1
			社会保障法特殊研究A		PUL714	,							
社会保障法特殊研究		SOL701	社会保障法特殊研究B		PUL715		講義					本年度休講	
			刑法特殊研究IA		PUL716	春							
刑法特殊研究I		CRL701	刑法特殊研究IB		PUL717		講義	萩	原		滋		
			刑法特殊研究ⅡA		PUL718							 刑法研究指導	ا کے
刑法特殊研究Ⅱ		CRL702	刑法特殊研究ⅡB		PUL719	秋	演習	武	藤	眞	朗	共通	
with the test time to the sale with the			刑事訴訟法特殊研究A		CRL709		N.L. TITI					1. 4. 4. 11 -41.	
刑事訴訟法特殊研究		CRL703	刑事訴訟法特殊研究B		CRL710		演習					本年度休講	
			刑事政策特殊研究A		CRL711		ماد ماد-					1. 4	
刑事政策特殊研究		CRL704	刑事政策特殊研究B		CRL712		講義					本年度休講	
eta M. zm aka Me Me y		DD0=01	憲法研究指導IA		REG712							_1 _	
憲法研究指導Ⅰ		REG701	憲法研究指導IB		REG713							本年度休講	
宝头现实投资 T		DEC700	憲法研究指導Ⅱ A		REG714							七 左座仏津	
憲法研究指導Ⅱ		REG702	憲法研究指導 Ⅱ B		REG715							本年度休講	
憲法研究指導Ⅲ		REG703	憲法研究指導Ⅲ A		REG716	春		宮	原		均		
思估例先拍导皿		KEG/US	憲法研究指導ⅢB		REG717	秋		告	尽		15		
国際公法研究指導		REG704	国際公法研究指導A		REG718	春		齋	藤		洋		
四际ム仏別九汨号		KEG/04	国際公法研究指導B		REG719	秋		尿	形形		什		
政治学研究指導		REG705	政治学研究指導A		REG720							本年度休講	
公山 子时儿泪等		KL0703	政治学研究指導B		REG721							下一人的時	
 行政法研究指導 I		REG706	行政法研究指導 I A		REG722			高	木	英	行		
日の同り四日寺1		KL0700	行政法研究指導 I B		REG723	秋		1177	~ *		1.1		
行政法研究指導 Ⅱ		REG707	行政法研究指導Ⅱ A		REG724							本年度休講	
			行政法研究指導 II B		REG725							1 1 /~ 11 PH	
行政学研究指導		REG708	行政学研究指導A		REG726							本年度休講	
			行政学研究指導B		REG727								

授業科目·研究指導						講義・						
2019年度以前 単 入学生適用 位	. 科目 : ナンバリング	2020年度以降 入学生適用	単位	科目 ナンバリング	学期	演習の別	担当教員				備	考
刑法研究指導	REG709	刑法研究指導A		REG728	春		武	藤	眞	朗		
		刑法研究指導B		REG729	秋		IEV,	原系	県	巧		
刑事訴訟法研究指導	REG710	刑事訴訟法研究指導A		REG730							本年度休講	
	KEG/10	刑事訴訟法研究指導B		REG731							平十尺小两	
租税法研究指導	REG711	租税法研究指導A		REG732	春		高	野	幸	大		
		租税法研究指導B		REG733	秋		同	到	羊	人		

主指導教授の「研究指導」を、毎セメスタ必ず履修すること。

- 1. 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 2. 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目(主指導教授1名・副指導教授2名)を上限として、履修・修得することができる(各研究指導は、指定された講義または演習においてこれを行う)。
- 3. 本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学(協定校)の授業科目を履修することができる。
- 注) 通年制の学生は、「セメスタ」を「年度」と読み替えること。